

平成 17 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社クレディセゾン  
代表者名 代表取締役社長 林 野 宏  
(コード番号 8253 東証第 1 部)  
問合せ先 広報室長 坂本 歩  
( ( 0 3 ) 3 9 8 2 - 0 7 0 0 )

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、商法 280 条の 20 および同第 280 条の 21 の規定に基づき、当社、当社子会社および当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、従業員、臨時従業員等に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 25 日開催予定の当社第 55 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社、当社子会社および当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、従業員、臨時従業員等の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業績向上に貢献するため、以下の要領により、当該取締役等に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 200 万株を上限とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

##### (2) 発行する新株予約権の総数

2 万個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、上記 2.(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、その調整に従う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みを為すべき額（以下、「行使価額」という。）

新株予約権 1 個当たりの行使価額は、次により決定される、新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの行使価額（以下、「1 株当たりの行使価額」という。）に上記 2 . (2) に定める新株予約権 1 個の目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価額が新株予約権発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値をもって 1 株当たりの行使価額とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割（または株式併合）の比率

また、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の権利行使の場合、行使価額の調整は行わない。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数 + 新規発行による増加株式数}}$

なお、上記算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を除いた数とする。

また、自己株式の処分を行う場合には、上記算式中「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合には、1 株当たりの行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成 19 年 6 月 30 日から平成 22 年 6 月 29 日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、従業員、臨時従業員等のいずれの地位も失った場合に、その後 2 年間は、新株予約権を行使することができる（ただし、任期満了による退任、定年退職その他下記(6) に記載する契約に定める正当な理由により当該地位を失った場合で、当該行使は上記 2 . (5) に定める新株予約権行

使期間内に限るものとする。)

新株予約権者は、新株予約権行使時に、(1)商法その他日本の法令もしくは海外の法令または当社、当社子会社もしくは当社関係会社が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由または解職事由が生じている場合、または(2)当該法令の違反または社内規則の重大な違反に該当する行為がある場合において、当社が、新株予約権者のこれまでの当社、当社子会社または当社関係会社の業績向上への貢献度、当該事由または行為の内容およびその治癒または解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当でないと認めた場合には、新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者は、当社取締役会の承認がない限り新株予約権の譲渡を行わないものとし、かつ、いかなる場合においても新株予約権について質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等の処分も行わないものとする。

新株予約権は相続されないものとし、新株予約権者が死亡した場合において新株予約権者の相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできないものとする(新株予約権1個を最低行使単位とする。)

その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところとする。

#### (7) 新株予約権の消却の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合において、新株予約権が存続会社または完全親会社に承継されないときは、当該新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が、上記2.(6)に定める規定により新株予約権を行使する条件に該当しなくなったとき、または新株予約権の全部もしくは一部を放棄したときは、当該新株予約権は無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きに関しては、新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

#### (8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注)上記新株予約権の発行は、平成17年6月25日開催予定の当社第55回定時株主総会において、「当社、当社子会社および当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、従業員、臨時従業員等に新株予約権をストックオプションとして無償で発行する件」が承認可決され、かつ当社取締役会において、その発行が決議されることを条件といたします。

以上